

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もくせい福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定により、評議員及び理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報 酬)

第2条 当法人の役員等が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、時間あたり3千円・1日最大で1万円の報酬を支払うことができる。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。

2 旅行費用の弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じた額とする。

3 理事会、評議員会に出席した場合の交通費は一律2000円とする。

4 監査に出席した監事および理事には、交通費2000円を支給する。

5 当法人が委嘱する第三者委員等、当法人の役員等に準ずる者について、理事長の判断によりその費用を弁償することができる。

### (改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この規程は、平成17年1月15日、第2回理事会にて制定し、平成17年4月1日から施行する。

1. 平成29年6月28日の評議員会で承認。なお、この規定は平成29年4月1日から適用する。

1. この規程は令和2年7月22日から施行する。